

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟（札幌地裁）・第5回期日（20200601）で提出された書面です。

平成31年（ワ）第267号 損害賠償請求事件

原告 原告番号1ないし6

被告 国

第 8 準 備 書 面
(情勢に関する主張書面-4)

2020年5月29日

札幌地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 加 藤 丈 晴

同 弁護士 綱 森 史 泰

同 弁護士 須 田 布 美 子

同 弁護士 皆 川 洋 美

同 弁護士 上 田 文 雄

同 弁護士 林 拓 哉

同 弁護士 高 橋 友 佑

原告らは、訴状第7項2（本件規定の違憲性が明白であること）において、国内外の諸事情・動向を挙げて「法律上同性の者との婚姻を認めない現行法上の規定が憲法24条1項及び同14条1項違反であることは、遅くとも、原告らが日本において婚姻届を提出したときよりも相当前の時点において、国会にとって明白になっていた」と述べた（訴状59頁）。こうした諸事情・動向は更に進展の勢いを増しているため、同性婚及びこれに類似する制度の導入に関する様々な最近の取組みや社会の変化等について、以下のとおり、主張立証の補充を行う。

第1. パートナーシップ制度の拡がり

2019年9月30日付原告ら第3準備書面を提出した後も、日本各地でパートナーシップ制度は益々拡がりを見せている。

2019年10月には兵庫県三田市（甲A271）、同年11月には大阪府交野市（甲A272）、同年12月には神奈川県横浜市（甲A273）及び鎌倉市（甲A274）並びに大阪府大東市（甲A275）で開始された。

2020年に入っても勢いは止まらず、2020年1月には香川県三豊市（甲A276）、兵庫県尼崎市（甲A277）だけでなく、都道府県としては2例目となる大阪府（甲A278）でも開始された。

2020年4月から開始する自治体は、埼玉県さいたま市（甲A279）、東京都港区（甲A280）及び文京区（甲A281）、神奈川県逗子市（甲A282）及び相模原市（甲A283）、新潟県新潟市（甲A284）、静岡県浜松市（甲A285）、奈良県大和郡山市（甲A286）及び奈良市（甲A287）、徳島県徳島市（甲A288）、香川県高松市（甲A289）、福岡県古賀市（甲A290）、宮崎県木城町（甲A291）となった上、同年5月にはさらに愛知県豊明市（甲A292）でも開始された。

すでに人口カバー率は25%を超え、同性カップルの関係承認に向けた国民の理解と受容が、さらに拡がっていることを明らかに示している。

第2. 国内判決

原告らは、第3準備書面において、宇都宮地方裁判所真岡支部が同性カップルを内縁に準じた関係と認定し、いわゆる不貞慰謝料の請求を認容する判決を言い渡したことを報告した。原審被告は、この判決を不服として東京高等裁判所に控訴したが、同裁判所は令和2年3月4日、控訴を棄却した。同性カップルの関係を法的保護の対象とする判断は、控訴審でも維持されたのである（甲A293）。

第3. 国外の状況

1. 北アイルランド控訴審判決

英国・北アイルランドでは、2020年1月から同性間の婚姻が法制化されているが、それ以前に同性婚が認められないことが不当だとして同性パートナーシップ登録していたカップルが訴えていた裁判において、2020年4月7日、北アイルランド控訴審（日本の最高裁に相当）は、同性婚を認めていなかったかつての法制度は同性カップルに対する差別であり、正当化しえないという判決を言い渡した旨報道されている（甲A294）。

2. コスタリカ共和国

コスタリカでは、2020年5月26日から、同性カップルの婚姻を法制度化した。中央アメリカでは初となる同性婚の実現に向けて、すでに54組のカップルが婚姻の申込をし、承認を待っている旨報道されている（甲A295）。

以上